

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

	昭和39年	6月15日	
			水防組合条例第11号
改正	昭和43年	3月1日	
			水防組合条例第3号
改正	昭和45年	3月28日	
			水防組合条例第3号
改正	昭和47年	9月5日	
			水防組合条例第3号
改正	昭和51年	3月2日	
			水防組合条例第3号
改正	昭和52年	2月28日	
			水防組合条例第2号
改正	昭和55年	2月27日	
			水防組合条例第2号
改正	昭和55年	11月29日	
			水防組合条例第6号
改正	昭和57年	8月25日	
			水防組合条例第1号
改正	平成2年	8月21日	
			水防組合条例第3号
改正	平成3年	8月2日	
			水防組合条例第2号
改正	平成22年	2月17日	
			水防組合条例第3号

(報酬)

第1条 特別職の職員で非常勤のもの（議会の議員を除く。以下、「特別職の職員」という。）の報酬は、別表1のとおりとする。

(費用弁償)

第2条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表2のとおりとする。

3 前項に定める者のほか、特別職の職員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(規則への委任)

第3条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年12月1日から適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年8月1日から適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

別表 1

区 分		日額又は年額の別	金 額
監 査 委 員	知識経験委員	年 額	1 5, 0 0 0 円
	議員選出委員	年 額	1 2, 0 0 0 円
水防協議会	協議会委員	日 額	2, 6 0 0 円
消 防 団	団 員	日 額	2, 6 0 0 円

別表 2

鉄道賃	船賃及び 航空賃	車 賃 (1 軒につき)	日 当 (1 日につき)	宿泊料 (1 夜につき)		食卓料 (1 夜につき)
				甲 地 方	乙 地 方	
実費	実費	37 円	2,600 円	15,000 円	14,000 円	2,600 円

備考

宿泊料の欄中、甲地方とは国家公務員等の旅費支給規定（昭和25年大蔵令45号）第11条及び第12条で定められている地域をいい、乙地方とはその他の地域をいう。